

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び山形県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 その他の留意事項

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

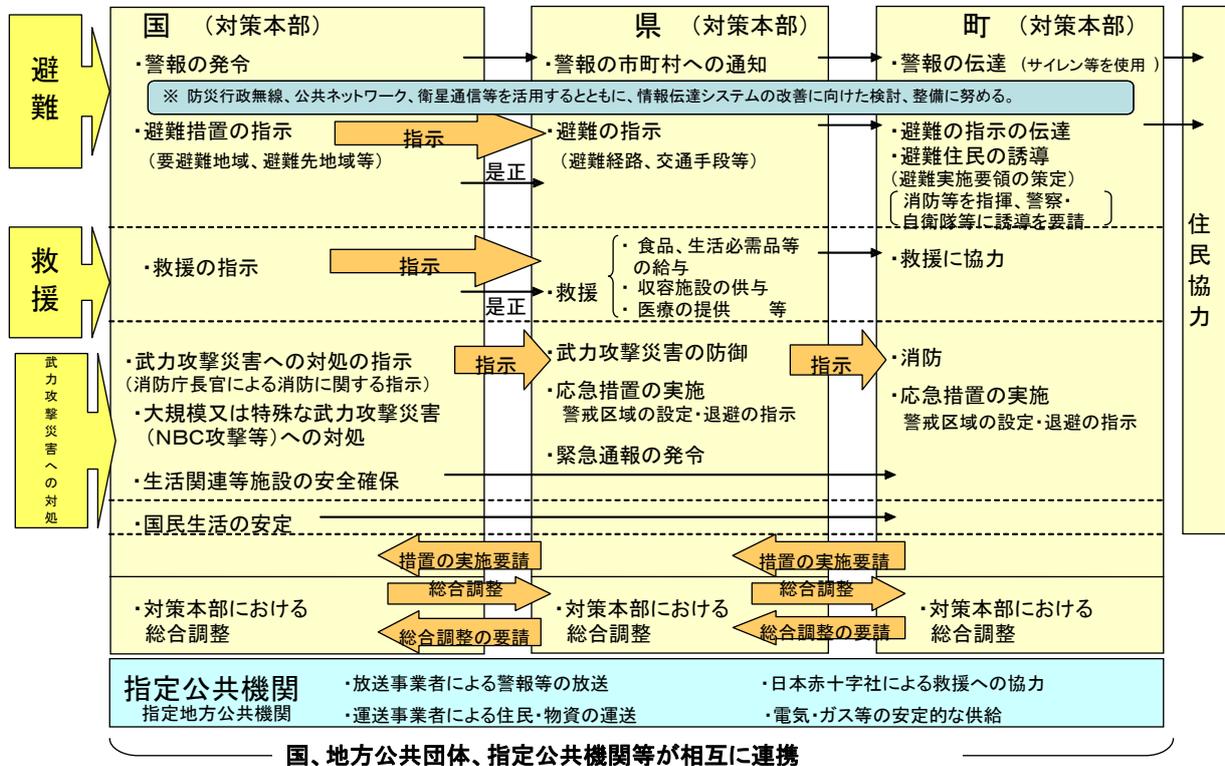
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。

町及び関係機関の役割の概要



2 町の事務

国民保護措置に関し、町は、次の事務を処理する。

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先等の把握

町は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
国土交通省 東北地方整備局	山形河川国道事務所	山形市成沢西4丁目3-55	(023) 688-8933	
	山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所	米沢市中田町260-2	(0238) 37-5300	
国土交通省 北陸地方整備局	飯豊山系砂防事務所	小国町大字小国小坂町3-48	(0238) 62-2566	
	横川ダム工事事務所	小国町大字岩井沢523-1	(0238) 62-5307	
農林水産省 東北森林管理局	置賜森林管理署	小国町大字岩井沢581-45	(0238) 62-2246	

【関係県機関(警察含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
山形県	置賜総合支庁 総務企画部	米沢市金池7-1-50	(0238) 26-6007	
	置賜総合支庁 建設部(西庁舎)	長井市高野町2-3-1	(0238) 88-5111	
	置賜総合支庁 保健福祉環境部 置賜保健所	米沢市金池3丁目1-26	(0238) 22-3000	
	小国警察署	小国町大字小国小坂町 1-49	(0238) 62-0110	

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
西置賜行政組合	消防署小国分署	小国町大字小国小坂町3-8	(0238) 62-2154	
東日本旅客鉄道株式会社	小国駅	小国町大字岩井沢848-5	(0238) 62-2033	
日本郵政公社	小国郵便局	小国町大字栄町42-3	(0238) 62-2449	
東北電力株式会社	小国サービスセンター	小国町大字兵庫館3-4-4	(0238) 62-2009	

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

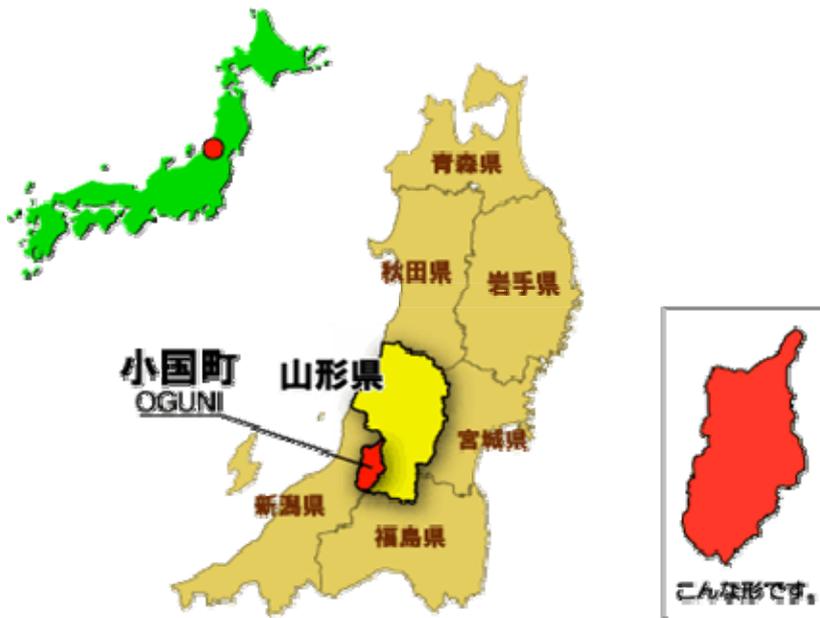
(1) 地形

本町は、山形県の西南端に位置し、東は長井市、飯豊町、北は朝日町、西川町、新潟県朝日村、西は新潟県村上市、関川村、胎内市、南は新潟県新発田市、阿賀町に接している。総面積は737.55平方キロメートル、山形県総面積の7.9%という広大な地域を占める、山間部の町である。

地目別面積

	合計	田	畑	森林	原野	宅地	その他
面積 (km ²)	737.55	11.86	2.70	698.23	13.32	2.74	8.70
割合 (%)	100.0	1.6	0.3	94.7	1.8	0.4	1.2

(土地に関する概要調書報告書)



- 東経:139° 55′ ~139° 37′
- 北緯:37° 49′ ~38° 16′
- 海拔:137メートル(小国町役場付近)
- 面積:737.55 平方キロメートル(山形県総面積の 7.9%)

小国は越後山脈中の盆地で、四方を山に囲まれた、いわば自然の城郭のような地形である。北には大朝日岳 1,870m を主峰としてあまたの高峰がそびえ、西朝日岳より南西に延びる支脈は荒川と三面川の分水嶺をなし、また北境になっている。それがさらに延びて鷹の巣山となり、さらに南下して県境を限り、荒川の峡谷に迫っている。大朝日岳より東側を南下する支脈は 1,200m 以上の山々が連なり、長井市との境界をなしているが、天神堂山から次第に高度が低くなり、宇津峠では 490m となっている。さらにのびて大館山に至る分水嶺は飯豊町との境界となっている。

また、南境には飯豊山 2,105m をはじめとする高峰がそびえ、東には地藏岳・鍋越山と延び、西北に御西岳・地神山へと弧状に大障壁をつくっている。これはさらに西の境界となりながら 1,000m 以上の高度をみせて北に進み、荒川に迫っている。

このように越後山脈中の一盆地で、四周山地をめぐらした自然の障壁をもつ地域であるので、昔から小国郷と呼ばれ、一つの行政単位をなしていた。

一方、本地域の地質は、主に中生代の花崗岩類や第三紀の軟弱な集塊岩及び凝灰角礫岩などからなり、地形的な特徴と合わせて土砂災害発生の危険性が高い。

(2) 気候

本町は、標高的にも、また地形的にも変化に富んでいることから、多様な気象状況を呈している。内陸性の盆地であることから、気温・降水量による四季の変化は明瞭である。最暖月は 7～8 月、最寒月は 1～2 月となっており、年較差は約 20℃ である。

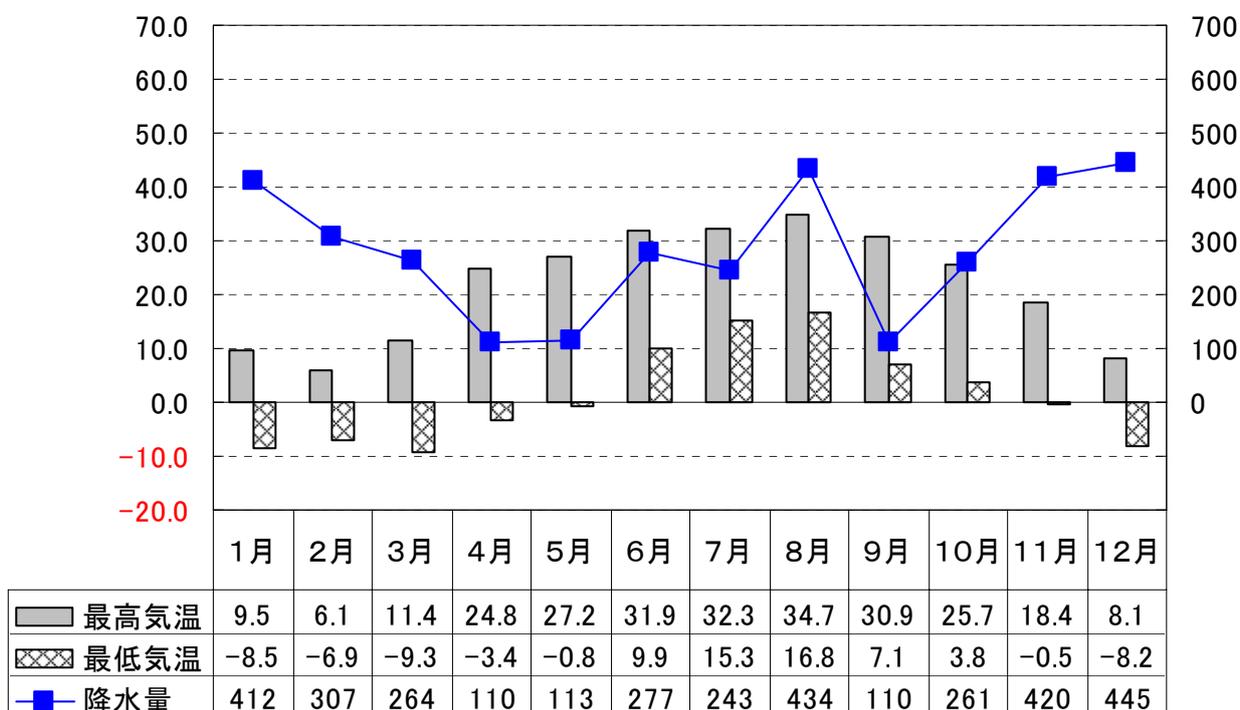
年降水量は、3,396mm (平成 17 年) となっており、このうち、降雪期間 (11 月から 2 月の間) で 47% を占める。降雪期間以外では、梅雨期や秋期にもまとまっ

た雨量を生ずることが多い。

また、12月になるといわゆる冬型の気圧配置が卓越し、冷たい季節風が吹く。シベリア高気圧により山間地帯に多量の雪をもたらす。平成6年から平成13年の年平均積雪量は173cm、最深積雪は420cm(平成12年度、叶水)という大きな値となっている。

以上のように本町の気候は季節の変動が大きく、冬期間は積雪が長期にわたるため避難経路が制約される可能性が高いため、これら気象条件を考慮した避難誘導の検討を要する

平成17年 月別気温・降水量



[山形県気象月報]

(3) 人口

本町の人口は、平成17年現在で9,742人(国勢調査)である。昭和30年(18,366人)から昭和50年(12,649人)にかけて急激に減少したが、それ以降はゆるやかな減少傾向にある。一方、世帯数は3,277世帯であり、最近の10年間は増加に転じている。

少子、高齢化は本町においても重要な課題となっている。平成17年現在の65歳以上の人口は、3,037人であり、町総人口(9,742人)に対する割合(高齢化率)は、31.2%と、全国(19.5%)、県(29.7%)を大きく上回る。この傾向は山間部に点在する小さな集落になると顕著であり、集落全体の防災力の低下が懸念される。

(4) 道路、交通

国道113号は、町中央部を東西に横断し、町内外の交通を支える基幹道路となっている。これにつながるようにして、5本の県道が南北に走り、町道が各集落を結ぶようにして町内の道路網が形成されている。

国道の道路改良・舗装整備は100%であるが、県道・町道の整備は遅れており、町域全体の改良整備率は57.9%、舗装整備は62.6%にとどまっている。

(平成16年現在)

単位:メートル													
区分	道路						橋梁						
	路線	実延長	改良整備		舗装整備		総数		永久橋		木橋		
			延長	率	延長	率	数	延長	数	延長	数	延長	
総数	272	361,165	208,997	57.9%	226,244	62.6%	286	8,180	284	8,162	2	18	
国道	1	25,891	25,891	100.0%	25,891	100.0%	44	2,238	44	2,238	0	0	
県道	主要地方道	2	51,356	37,522	73.1%	40,497	78.9%	46	1,611	46	1,611	0	0
	県道	3	28,900	28,263	97.8%	28,263	97.8%	30	854	30	854	0	0
	計	5	80,256	65,785	82.0%	68,760	85.7%	76	2,465	76	2,465	0	0
町道	1級	13	41,826	31,774	76.0%	33,904	81.1%	43	873	42	863	1	10
	2級	39	61,551	26,423	42.9%	29,322	47.6%	40	739	40	739	0	0
	その他	218	151,837	60,869	40.1%	69,706	45.9%	83	1,889	82	1,881	1	8
	計	270	255,214	119,066	46.7%	132,932	52.1%	166	3,501	164	3,483	2	18

[小国町道路台帳等]

公共交通機関としては、JR東日本の米坂線が一般国道113号に沿う形で走り、町内には小国駅を含めて4つの駅がある。また、町営バスも運行しており、住民の足として大きな役割を果たしている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

2 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要</p> <p>○侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。</p>

事態類型	想 定
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p> <p>(1) 事態の概要 ○ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴 ○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点 ○ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 事態の概要 ○弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴 ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前</p>

事態類型	想 定
	<p>に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
4 航空攻撃	<p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。

種別	対 応
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射

種別	対 応
	<p>能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
2 生物兵器	<p>○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>○したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、</p>

種別	対 応
	<p>データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

3 緊急処理事態

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、緊急処理事態について次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおり示されている。

事態例	想 定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 <p>(2) 被害の概要</p> <p>① 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 <p>② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <p>③ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

事態例	想 定
	④ ダムが破壊された場合の主な被害 ○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 (2) 被害の概要 ○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(1) 事態例 ・ダートイボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 (2) 被害の概要 ○武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 事態例 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 (2) 被害の概要 ○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

4 本町において特に留意すべき事項

基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終了後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。」とされているが、本町の地理的、社会的特徴を考慮した場合、海岸線を持たないため、着上陸侵攻の可能性はきわめて少ない。また、原子力関連施設や石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設は存在せず、都市機能や大規模集客施設も存在しない。鉄道についても大量輸送機関とはなっていない。このことから県国民保護計画で想定される事態の各類型のうちいくつかは想定が困難である。

しかし武力攻撃事態及び緊急対処事態の可能性が全くないものとはいえないことから、県の国民保護計画に沿った想定を行い、関係機関と連携を図りながら対応していくこととする。